

児童福祉施設等・高齢者施設等における 感染対策徹底のお願い

- ・職員や児童・利用者の体調観察の徹底

職員は体調に異変を感じたら、まずは施設に報告

職員は休む勇気を、施設は休ませる配慮を

- ・職員が一堂に集まる機会を避ける
- ・こまめな換気、消毒（ドアノブ、手すりなど複数人が触る共用部分すべて）の徹底
- ・マスクや手袋など感染防護具の使用方法の再確認
- ・児童・利用者のご家族の方も感染防止対策の徹底

事業所における感染対策徹底のお願い

- ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得、時差出勤、自転車通勤、昼休みの時差取得など、人ととの接触を低減
- ・ドアノブ、手すりなど複数人が触る共用部分すべての消毒を徹底
- ・休憩室、更衣室、喫煙所など「居場所の切り替わり」では、会話時のマスク着用や「三つの密」の回避・消毒などを徹底
- ・従業員の体調管理（検温や有症状者の出勤抑制など）の徹底
- ・出張など従業員の移動を減らすため、テレビ会議を活用
- ・食堂、社員寮などの集団生活の場での感染対策を徹底（手洗いや手指消毒、会話時のマスク着用など）
- ・感染者や濃厚接触者の多数発生に備え、事業継続計画（BCP）の作成、点検